

## イベント等参加業務プロポーザル募集要項

### 1 業務名

イベント等参加業務

### 2 業務の目的

イベント等へ参加し観光PRするにあたり、来場者に対し訴求力のある観光PRをすることで、函館に対するイメージ向上を図り、今後の本市への更なる誘客を図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から平成32年（2020年）3月31日まで。

### 4 委託に係る上限額

1,870千円（消費税等諸費用込み）を上限とする。

### 5 委託業務の内容（仕様）

#### （1）イベント等参加に関する諸調整

イベント等参加に関する申込みや出店料等（出店料や出展料、参加負担金などイベント等に参加するために必要となる費用をいう。以下同じ。）の支払いなどイベント等参加にあたって必要となる業務全般を行うこと。

なお、本業務において参加を想定しているイベント等は、次の2つであるが、出店枠の確保については、函館市が行う。

ア みなみ北海道・東北ごちそうマルシェ

（札幌市内において6月末の2日間開催）

イ みなみ北海道・東北食旅フェスタ

（仙台市内において11月中旬頃の2日間開催）

#### （2）ブースデザインの作成等

イベント等に参加する際のブースデザインの作成やブース設営などを行うこと。

**(3) ブース内でのPR等**

イベント等に参加する際には、函館市職員に同行し、ブース内でPRを行うほか、必要に応じて現地における主催者等と調整も行うこと。

**(4) ノベルティ等の作成**

観光PRに使用するノベルティ等を作成すること。

**(5) その他(1)から(4)までの業務に付随する業務**

**6 プロポーザルに関する事項**

**(1) 名称**

イベント等参加業務プロポーザル

**(2) 実施主体**

函館市（以下「市」という。）

**(3) プロポーザルの方法**

公募型プロポーザルとする。

**(4) 審査**

プロポーザルの実施にあたり、市は「イベント等参加業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において契約候補者および次点者（以下「契約候補者等」という。）を選定する。

**(5) プロポーザルの性格**

本プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や能力について、提案を通じ評価するものであることから、審査委員会において選定された契約候補者等の提案内容については、契約締結に向けた協議の中で変更を求める場合がある。（提案金額の範囲内での変更に限る。）

## （６）事務局

函館市観光部観光誘致課

〒０４０－８６６６ 函館市東雲町４番１３号

電話 ０１３８（２１）３３２３ （直通）

メール [hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp)

## （７）プロポーザルの日程

プロポーザルの日程は、次のとおりとする。ただし、エについては、委員の日程等の都合により変更となる場合がある。

|   |               |                |
|---|---------------|----------------|
| ア | 平成３１年３月２５日（月） | 募集要項の公開        |
| イ | ４月１０日（水）      | 参加申込書・質問書の提出期限 |
| ウ | ４月１９日（金）      | 応募書類の提出期限      |
| エ | ４月下旬以降        | 審査および契約候補者等の決定 |

## ７ 募集要項の公開

### （１）公開日

第６項第７号アのとおり

### （２）公開方法

市ホームページ

### （３）配布方法

市ホームページ上からダウンロードすること。

※アドレス

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019032200041/>

## 8 応募に関する要件等

法人に限る。また、複数の法人がグループを組んで応募することもできるが、その場合は、グループを構成する者（以下「構成員」という。）の中から代表者を定めたいうえで応募すること。

### （3）応募に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当しないこと。

イ 応募時において、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始または再生手続開始の申立てがなされている者など、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

ウ 本市の市税または消費税もしくは地方消費税を滞納していないこと。

エ 函館市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。（同要綱中別表各号中「有資格者」とあるのは「応募者」と読み替える。）

オ 審査委員会の委員自らが主宰する、または役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

カ 市議会議員，市長もしくは副市長または市教育委員会の委員その他市の行政委員会の委員が，取締役，執行役，監査役，理事，支配人，清算人その他これらに準ずるものである法人（本業務の受託者となることにより，本業務を含む市からの委託業務が業務の主要部分を占めることとなる法人に限る。）でないこと。

### （4）その他応募に関する留意事項

ア 1法人で複数の応募はできない。

イ 1法人が複数のグループの構成員となることはできない。

ウ 参加申込書が受理されていない者については，質問書および応

募書類を提出することはできない。

## 9 参加申込書の提出

### (1) 提出期限

第6項第7号イのとおり（午後5時まで）

### (2) 提出方法

事務局への持参または郵送によるものとし、郵送による提出の場合、消印の有効期限は、提出期限の日までとする。

### (3) 提出資料

ア 参加申込書（様式1-1）

イ 構成員調書（様式1-2）

※グループで参加する場合のみ提出が必要。

ウ 代表法人および構成員全員の概要（パンフレット等で代用可。）

エ 参加申込書の提出時は、受付印を押印のうえ写しを配付するので、郵送による提出の場合は、返信用封筒を同封すること。

## 10 質問書の提出

### (1) 提出期限

第6項第7号イのとおり（午後5時まで）

### (2) 提出方法

事務局への持参または郵送もしくは電子メールによるものとし、郵送による提出の場合、消印の有効期限は、提出期限の日までとする。

### (3) 提出資料

質問書（様式2）

#### (4) 回答

適宜，市ホームページで公開する。

※アドレス

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019032200041/>

#### (5) 質問に関する留意事項

ア 電話等口頭による質問は，原則受け付けない。

イ 質問に関する回答については，本プロポーザルに直接関係する質問に対してのみ行うものとし，全ての質問に対し回答するとは限らない。

### 11 応募書類の提出

#### (1) 提出期限

第6項第7号ウのとおり（午後5時まで）

#### (2) 提出方法

事務局への持参または郵送によるものとする。郵送による提出の場合，配達証明付きで送付するものとし，提出期限の日の午後5時までに事務局必着とする。

#### (3) 応募書類

応募書類は次のとおりとし，提出部数は1部とする。ただし，ウの提案書については，正本1部のほか，副本として5部提出すること。

ア 応募申込書（様式3-1）

※ 業務受託金額に関する費用の明細書（任意様式）を添付すること。

イ 誓約書（様式3-2）

グループでの応募については，全構成員分を提出すること。

ウ 提案書

次号に記載するとおり作成し提出すること。

エ 財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

直前2期分提出すること。

オ 登記事項証明書（商業・法人登記）

応募書類提出の日以前3ヶ月以内に発行された履歴事項証明書に限る。

カ 納税証明書

(ア) 函館市の市税

応募書類提出の日以前1か月以内に発行されたものに限る。

(イ) 消費税および地方消費税

応募書類提出の日以前3か月以内に発行されたものに限る。

**(4) 提案書に関する事項**

ア 提案書の様式

任意の様式で構わないが、次の事項に留意すること。

(ア) A4判縦左綴じとすること。

(イ) 折り込みは禁止とする。

(ウ) 正本（1部）については、表紙に社名を記載すること。ただし、副本（5部）については、審査の公平性を期す必要があることから、社名やロゴなど応募者が特定できる情報は記載しないこと。

イ 提案内容

第5項に記載する委託業務の内容を踏まえたうえで、次のとおり提案すること。

(ア) ブースデザインおよびブースレイアウト

テントのサイズは、間口3.6m×奥行き3.6m（仮設テント1張分スペース）として作成すること。

なお、参加を予定しているイベント等ごとに作成する必要はなく、例として1点の提出でよい。

(イ) ブースで実施するPR内容

函館市内で開催されるイベントや函館市内での宿泊に誘導する仕掛け、または函館観光情報サイト「はこぶら」や函館市「フェスティバルタウン」サイト「函館イベントガイド」等に誘導する仕掛けがあることが望ましい。

(ウ) ノベルティ・PRツール

(エ) その他

上記以外であっても、委託費用（上限額）の範囲内で効果的と思われる提案がある場合は提案すること。

#### (5) 業務受託金額積算に関する留意事項

ア 第5項第1号アのイベント等参加にあたり必要となる出店料等は10万円として業務受託金額を見積もること。

イ 第5項第1号アおよびイのイベント等で設営する各ブースの面積は、次のとおりとして業務受託金額を見積もること。

(ア) 第5項第1号アのイベント等 間口3.6m×奥行き3.6m（仮設テント1張分スペース）

(イ) 第5項第1号イのイベント等 間口7.2m×奥行き3.6m（仮設テント2張分スペース）

## 12 審査委員会

### (1) 委員

ア 函館国際観光コンベンション協会に属するもの

イ 経済関係団体に属するもの

ウ 函館市職員（1名）

※ 本要項公開の日から審査委員会当日までの間において、委員の病気その他特別な事情があった場合、委員の属性に関して変更となる場合がある。

### (2) 審査

ア 審査方法は、書類審査とする。



イ 別紙評価基準表により審査した評価点の合計点が最も高い者を契約候補者とし、次点の者を次点者として選定する。

ウ 同点の場合は、審査委員間において協議し選定する。

エ 審査に関する留意事項

(ア) 最低基準点は、全体の6割とする。

(イ) 審査の結果、最低基準点を超える応募者がいなかった場合には、契約候補者等を選定せず、再度提案を募る場合がある。

(ウ) 応募件数が1件の場合、評価点の合計点の6割を上回った場合限り、契約候補者として選定する。

### (3) 審査結果

ア 審査結果は、審査終了後に通知する。

イ 応募者の評価点および順位は、公表しない。

ウ 審査結果に係る異議申立ては、一切受け付けない。

エ 契約候補者の名称および提案内容（概要）は、市ホームページで公開する。

オ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点者の名称および提案内容（概要）を、市ホームページで公開する。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法または記載方法等が、本要項等で定める内容に適合しない者。

イ 第8項第3号に定める要件に合致しない者。

ウ 審査委員会の委員と接触し利害関係を有するなど、審査の公平性を阻害する行為を行った者。

エ その他本要項に定める手続きや方法等を順守しない者。

## 13 契約

市は、審査委員会において選定された契約候補者と詳細を協議のう

え委託契約を締結する。この場合において、提案内容の一部変更も詳細の協議に含まれる。また、契約候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を契約候補者とみなす。

#### 14 契約候補者等に係る資格の喪失

契約候補者等として選定された者が、契約締結の前までの間に、次の事項に該当することとなった場合には、契約候補者等の地位を取り消すものとする。

ア 第8項第3号の要件に合致しないことが判明した場合、または合致しないこととなった場合。

イ 応募書類に重大な不備または虚偽の記載があったことが判明した場合。

ウ 第12項第4号ウの行為を行っていたことが判明した場合。

#### 15 その他留意事項

##### (1) 応募書類に係る著作権等

ア 応募書類に係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、市に帰属することとする。

イ 市が、本プロポーザルに係る業務に使用する場合は、応募書類について、市が無償で複製し使用することができる。（概要の作成など必要に応じて改編することもできる。）

ウ 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するものとする。

エ 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用および責任において解決するものとし、かつ、市に損害を与えた場合には、損害を賠償するものとする。

(2) その他

- ア 応募に係る一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 応募書類は、返却しない。